

Weekly Accounting Review

2010年1月13日 (No.039)

株式会社 ES リサーチ

会計・監査・税務に関する最新情報をお送りします。

【今週号のトピック】

- 会計／英FRC、IFRS第3号の適用状況に関する調査結果を公表
- 税務／法人税基本通達等の一部改正について

※今週は監査のトピックは御座いません。

【先週の特別損益等IR】

- 株式会社どん：減損損失、店舗閉鎖損失引当金繰入額の計上
- 株式会社マックハウス：減損損失、店舗閉鎖損失引当金繰入額の計上
- 株式会社ミドリ薬品：減損損失、店舗閉鎖損失引当金繰入額の計上

【先週の会計監査人交代等IR】

※先週の会計監査人交代等IRは御座いませんでした。

1. 英FRC、IFRS第3号の適用状況に関する調査結果を公表（1月12日）

英国のFRC（財務報告評議会）は、IFRS第3号「企業結合」の英国企業の適用状況を調査し、その結果を公表しました。

<http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/ifrs/information/europe/frcifrs3.html>

企業は企業合併及び買収の会計について、コストがかかる上、適用が困難であると考えており、投資家は当該会計の情報について有用でないと考えていることが判明したことから、その原因を追及するため、当該調査は行われたものであります。

当該調査結果により、企業が規定の内容について理解が不十分であること、ブランドや顧客関係等の無形資産の評価（企業結合時にブランド等無形資産等、資産負債の評価を行った上でのれんの金額を算出する）が複雑であることにより、IFRS第3号の適用が不十分であることが示されました。

ショート・コメント

FRCは今後も調査を実施し、その結果を公表するとともに、IASBにフィードバックすることとしております。

2. 法人税基本通達等の一部改正について（1月8日）

国税庁は「法人税基本通達等の一部改正について」を公表しました。これは、2009年度の法人税関係法令等の改正に対応するため、法人税基本通達等の整備を図ったものであります。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kihon/hojin/kaisei/091228/index.htm>

主な改正点は以下の通りです。

(1) 法人税基本通達関係

■ 外国子会社配当益金不算入制度

2009年度税制改正により、内国子会社が外国子会社(※)から受ける剰余金の配当等の額がある場合には、その剰余金の配当等の額からこれに係る費用の額に相当する額(剰余金の配当等の額の5%相当額)を控除した金額を益金の額に算入しないことができる制度が創設された。

(※)外国子会社とは内国法人の外国法人に対する持株割合が25%以上であり、かつ、その保有期間が剰余金の配当等の額の支払義務が確定する日以前6カ月以上である外国法人をいう

① 一事業年度に2以上の剰余金の配当額を同一の外国法人から受ける場合の外国子会社の判定(基通3-3-2)

⇒当該外国法人が外国子会社に該当する判定をいつ行うかについては、それぞれの剰余金の配当等の額の支払義務が確定する日においてその内国法人の保有するその外国法人の株式数に基づいて判定する

② 租税条約の適用がある場合の外国子会社の判定(基通3-3-3)

⇒内国法人の属する連結グループにおけるその持株割合が25%未満であっても、その内国法人が租税条約の二重課税排除条項に定める持株割合以上の株式等をその剰余金の配当の額の支払義務が確定する日以前6カ月の期間を通じて有するときは、本制度は適用される

■ 資産の評価損

2009年度税制改正により、評価損の計上ができる場面が

- ・物損等の事実又は法的整理の事実が生じた場合
 - ・会社更生法等の規定による更生計画認可の決定があった場合
 - ・民事再生法の規定による再生計画認可の決定その他これに準じる事実が生じた場合
- の3つに整理された。

① 評価換えの対象となる資産の範囲(基通9-1-3の2)

⇒法人を有する金銭債権は、物損等の事実又は法的整理の事実が生じた場合における評価換えの対象とはならない(法的整理の場合は評価損としてではなく、貸倒引当金勘定への繰入として扱われる)

② 資産について評価損の計上できる「法的整理の事実」の例示(基通9-1-3の3)

⇒例示として民事再生法の規定による再生手続開始の決定があったことにより、同法の評定が行われることが挙げられている

■ 不正行為等に係る費用等の損金不算入

2009年税制改正により、損金の額に算入されない罰科金・課徴金の範囲に、外国若しくはその他地方公

共同体又は国際機関が納付を命ずる独占禁止法の課徴金及び延滞金に類するものが追加された。

外国等が納付を命ずる課徴金及び延滞金に類するもの（基通9-5-10）

⇒EUによるカルテル等違反への制裁金は外国等が納付を命ずる課徴金及び延滞金に類するものに該当する

（2）租税特別措置法関係通達関係

■ 特定の長期所有土地等の所得の特別控除、2009年・2010年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例

2009年度税制改正により、法人が2009年1月1日から2010年12月31日までに所有期間5年超の国内土地を譲渡した場合、その譲渡利益金額のうち、年10百万円までの金額を損金に算入できる制度が創設された。

また、法人が2009年1月1日から2010年12月31日までに国内土地につき、所定の届け出書を確定申告書の提出期限までに所轄税務署長に提出した場合において、その取得の日を含む事業年度終了の日後10年以内に他の土地等の譲渡を行ったときは、当該他の土地等の譲渡利益金額の80%（先行取得土地等が2010年度に取得をされたもののみである場合は60%）相当額の範囲内で、その先行取得土地の圧縮記帳ができる制度が創設された。

① 先行取得土地等に届出書を提出した土地等を譲渡した場合の10百万円の損金算入の特例の適用（措通65の5の2（1）-7）

⇒先行取得土地等について圧縮記帳の適用を受けようとする旨の届け出書を提出したが、圧縮記帳の適用を受けることなく、その先行取得土地等を譲渡した場合には、当該先行取得土地等が特定の長期所有土地等に該当するときには、10百万円特別控除制度の適用を受けることができる。

② 同一の年に属する期間中に2以上の土地等を譲渡した場合の適用（65の5の2（2）-2）

⇒法人が一事業年度のうち同一の年に属する期間中に2以上の土地等を譲渡した場合に、そのいずれかの土地等の譲渡利益金額を基礎として先行取得土地等について圧縮記帳の適用を受けた場合には、他の土地等が特定の長期所有土地等に該当する場合には、当該他の土地について10百万円特別控除制度の適用を受けることができる。

3. 先週の特別損益等IR（1月4日～1月8日）

（1）株式会社どん（証券コード8216、大証二部）：減損損失、店舗閉鎖損失引当金繰入額の計上【1月7日】

株式会社どんは2009年12月18日開催の取締役会において、恒常的な業績不振店舗等の撤退及び閉鎖に関する方針を決定し、その後店舗等29件の撤退及び閉鎖を決定しました。これに伴い、減損損失635百万円、店舗閉鎖損失引当金繰入額494百万円を特別損失に計上することとなりました。

第39期有価証券報告書（2008年3月1日-2009年2月28日）の主要な設備の状況によると、店舗数は189店舗（店舗の土地を除く有形固定資産簿価合計は3,937百万円、1店舗あたりの土地を除く有形固定資産簿価は約21百万円）であり、前期末から比較すると、既存店舗の約6分の1の店舗について撤退及び閉鎖することとなります。

なお、株価は発表日終値148円から発表日翌日終値137円と11円下落しております。

（2）株式会社マックハウス（証券コード7603、JASDAQ）：減損損失、店舗閉鎖損失引当金繰入額の計上【1月8日】

株式会社マックハウスは2010年2月期第2四半期にて減損損失370百万円を計上していましたが、既存店舗の業績が厳しい状況であることから、減損損失501百万円及び店舗閉鎖損失引当金繰入額362百万円を特別損失に計上することとしました。

第19期有価証券報告書（2008年3月1日-2009年2月28日）の主要な設備の状況によると、店舗の土地を除く有形固定資産簿価合計は1,088百万円、リース契約残高は3,101百万円（店舗数は567店舗、1店舗あたりの土地を除く有形固定資産簿価・リース契約残高合計は約7百万円）であり、2010年2月期に計上する減損損失の金額は、既存店舗の資産（土地を除く）の約5分の1に相当することとなります。

また、当期の業績見通しを踏まえ、繰延税金資産の回収可能性を検討した結果、1,281百万円の繰延税金資産を取り崩すこととしております。

なお、株価は発表日終値480円から発表日翌日終値460円と20円下落しております。

（3）株式会社ミドリ薬品（証券コード2718、JASDAQ）：減損損失、店舗閉鎖損失引当金繰入額の計上【1月8日】

株式会社ミドリ薬品は、景気低迷に伴う消費の冷え込みに伴い、既存店舗において減損処理を必要とする店舗が増加しており、減損対象店舗14店舗、今期閉店予定店舗4店舗、2011年2月期閉鎖予定店舗9店舗の処理として、減損損失570百万円、店舗閉鎖損失引当金繰入額217百万円を特別損失に計上することとしております。

第32期有価証券報告書（2008年3月1日-2009年2月28日）の主要な設備の状況によると、店舗数は151店舗（店舗の土地を除く有形固定資産簿価合計は2,713百万円、1店舗あたりの土地を除く有形固定資産簿価は約18百万円）であり、2010年2月期に計上する減損損失は、既存店舗の資産（土地を除く）の約5分の1に相当することとなります。

なお、株価は発表日終値102,100円から発表日翌日終値100,700円と1,400円下落しております。

【本レポートに関するお問い合わせ先】

株式会社 ES リサーチ 公認会計士 橋本 卓也

Tel:03-5573-4661 / t-hashimoto@esnet.co.jp